

審査基準表

(首都圏における宮崎県産品販路拡大事業業務委託企画提案競技)

審査項目		審査内容	配点	
1	コンセプトの理解	・本業務の趣旨や目的等十分に理解した提案がされているか。	5	
2	企画内容	企画全体	・全体を通して、県産品の販路拡大が見込める内容となっているか。 ・県産品の定着・定番化が期待できる内容となっているか。	60
		小売店の選定	・訴求力のある小売店が選定されているか。	
		販売会の実施	・消費者及びバイヤー向けに、費用対効果の高い販売促進が期待できる販売会となっているか。 ・販売会が製造業者にとって今後の販路拡大や商品改善に繋がること期待できる内容となっているか。	
		商品評価のフィードバック	・商品評価のフィードバックが製造業者の販路開拓や商品改善の良い欲が高まるような配慮が期待できるか。	
		独自提案	・事業の趣旨に添って、県産品の販売促進に繋がる有益な内容となっているか。	
3	受託体制	・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	15	
		・業務実施のスケジュールが現実的で妥当なものか。		
		・新型コロナウイルス感染症の影響を十分に考慮した内容となっているか。		
4	経済性	・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	10	
5	実績	・本業務を委託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	10	
計			100	

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である200点（満点400点×5割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である200点（満点400点×5割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案